

技術提案実施公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり技術提案を募集する。

令和8年9月18日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 技術提案に付する事項

- (1) 業 務 名
令和8年度岡山県立高校プロモーション企画・実施及びコンテンツ制作・
発信業務
- (2) 業務内容
令和8年度 業務委託仕様書のとおり
- (3) 契約期間
契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 契約限度額
11,000,000円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- (5) 履行場所
受託事業所内

2 技術提案に参加できる者の資格

技術提案に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (2) 入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類5企画・製作、小分類4映画・ビデオ又は小分類5広告・広報」であり、格付区分がAであること。
- (3) 岡山県内に事務所又は事業所を有していること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (5) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に基づく入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (7) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 業務契約に関する事務を担当する課の名称等

岡山県教育庁高校教育課
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
電 話（086）226-7583
FAX（086）224-2535
E-mail: koukou@pref.okayama.lg.jp

4 契約条項を示す場所

上記3の場所とする。

5 技術提案参加手続等

(1) 技術提案説明書、仕様書等の配布期間及び場所

①配布期間

令和8年9月18日（金）から令和8年10月2日（金）まで
（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで

②配布場所

上記3の場所に同じ

なお、岡山県教育庁高校教育課ホームページ
<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/321/>
からダウンロードできる。

- (2) 技術提案参加資格確認申請書の提出期間、場所及び方法
この企画提案に参加を希望する者は、技術提案参加資格確認申請書（様式第1号）及び法人に関する調書（様式第5号）を次のとおり提出しなければならない。また、提出した書類等について説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

① 提出期間

令和8年9月18日（金）から令和8年10月2日（金）まで
（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで

② 提出場所 上記3の場所に同じ

③ 提出方法 持参、電子メール又は郵便等（書留郵便、配達記録郵便その他これに準じる方法によるものに限る。）ただし、提出期限までに必着することとし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。

- (3) 技術提案参加資格要件の審査
技術提案参加資格確認申請書（様式第1号）を提出した者について、審査の結果、不適合と認められる者に対しては10月5日（月）までに通知する。この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。

- (4) 仕様等に対する質問の受付

① 受付期間

令和8年9月18日（金）から令和8年10月2日（金）まで
（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで

② 質問方法

「仕様書に対する質問・回答書（様式第3号）」により上記3の宛先へ電子メールにより送付すること。また、送信後に電話にて確認すること。

③ 回答方法

前項6（1）イの岡山県教育庁高校教育課ホームページに掲載する。
ただし、本企画提案に直接関係のないもの、その他回答すること若しくは前記の回答方法が不適当と認められる質問に対しては、回答を行わないか、又は回答方法を変更する場合がある。

④ その他

技術提案実施後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

6 技術提案

(1) 提案書等の提出

技術提案に参加する者は、次の場所へ直接持参又は郵送等により提案書等を提出しなければならない。ただし、郵送等による場合は、提出期限までに必着することとし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。

① 提出期限 令和8年10月7日（水）午後5時（必着）

② 提出場所 上記3の場所に同じ

③ 提出書類

- ・ 提案書（様式第4号） 1部
- ・ 企画提案の内容を説明するための資料 6部
詳細は、技術提案内容説明書を確認すること。
- ・ 業務の実施体制に関する資料（様式任意） 6部
本業務の制作責任者、各業務の責任者、担当者を記載した体制図及び業務を遂行するためのスケジュールを作成すること。
- ・ 企業等の概要（様式任意） 6部
既存のパンフレットでも可。
- ・ 当該事業類似事業に係る資料 6部
主な実績について、その内容や成果等が分かる資料を添付すること。
- ・ 見積書（任意様式その内訳を記載） 1部
積算根拠が明確になるよう具体的に記載すること。
本業務に係る交通費、通信運搬費、事務経費その他必要と見込まれる経費はすべて計上すること。

(2) 技術提案書の説明

技術提案に参加する者は、次のとおりプレゼンテーションにより説明を行わなければならない。

① 日時 令和8年10月14日（水）（時刻の詳細は別途連絡する。）

②場所 岡山県庁（場所の詳細は別途連絡する。）

③その他

- ・時間は1提案者あたり30分とする。（企画提案書説明20分以内、質疑応答10分程度）
- ・参加人数は、1提案者あたり5名以内とする。
- ・ヒアリングは非公開とする。

7 その他

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 採用者の決定方法

①別途設置する審査委員会で審査の上決定する。

②原則として、プレゼンテーション後10日以内に業務受託予定者を決定し、通知する。

③審査時における評価は、「令和8年度岡山県立高校プロモーション企画・実施及びコンテンツ制作・発信業務仕様書」の趣旨、内容に沿ったものであるかどうかについて、総合的に判断する。

(3) 契約保証金 岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第153条及び第155条の規定による。

(4) その他

①詳細は、技術提案説明書による。

②プレゼンテーション参加に係る費用は、参加者負担とする。

③提出書類は返却しない。

④提出書類等は、情報公開の請求により開示することがある。

⑤審査の過程において追加資料を求める場合がある。また、業務受託者決定後、動画の企画内容について一部調整する場合がある。

⑥選定された業者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約を拒んだものとみなすので留意すること。

⑦契約締結は、10月下旬を予定している。